

研究開発資産 登録情報等チェックリスト

年度	
契約件名	
大項目；	契約管理番号；
中項目；	
小項目；	委託先；
<p align="center">チェック年月日 年 月 日 担当；</p>	

1. 実施計画書で認められた資産ですか。
2. 契約番号など契約情報・受託者情報・建物情報の必須項目が全て正しく入力されていますか。
3. 登録単位は機能が発揮する単位として妥当ですか。
注) 単体で機能かつ使用するか、複数の資産を組み合わせで機能するかで判断します。
4. 資産名称は相応しいですか。
注) ○○工事、□□修理、△△パーツなどの名称は使いません。
5. 登録資産は取得価額（委託先の仕入消費税額を含む）が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上ですか。
注) 研究に使用する期間ではなく、資産の使用可能期間で判断します。
6. 取得価額に消費税が含まれていますか、桁間違えはないですか。
注) 取得価額は委託先の仕入消費税を含む額となります。1,000,000円などきりの良い数値は要確認です。
7. 取得価額には付帯設備、設置工事費等が合算されていますか。
注) 購入した場合は、購入の代価に設置に係る費用等を加えます。
注) 製作、製造した場合は、建設・製作・製造の原価に設置に係る費用等を加えます。
8. 取得日は正しいですか。
注) 購入の場合は納品検収日に、製造の場合は、竣工の検査日（運用開始日）となっていますか。
9. 勘定科目及び耐用年数は正しいですか。
注) 研究開発資産の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和四十年大蔵省令）」に拠ります。代表的なものとして、別表第6の耐用年数を適用します。
10. 建設仮勘定の登録漏れはありませんか。
注) 製作した資産であって、当該年度内で使用開始に至らない場合、年度毎の製作部分を建設仮勘定として登録し、完成年度で一斉に本勘定へ振り替えます。
11. 改造の場合、既に登録している資産の改造であって10万円（税込み）以上ですか。
注) 委託先所有の装置等を改造する場合は、50万円（税込み）以上のものが登録対象となります。
12. 購入又は製作したソフトウェアを単体で登録していませんか。
注) ソフトウェア単体は、登録しません。
装置類と一体の場合は装置として登録します。
13. 付保登録（開始日）は妥当ですか。
注) 建物内の施設に対して包括的な損害保険を掛けている場合は登録不要です。
取得した翌月第5営業日までにご報告頂ければ、取得日から保険をかけることが出来ます。